

相模川水系河川整備基本方針
本文新旧対照表

令和8年2月4日
国土交通省 水管理・国土保全局

	相模川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
1	<p>相 模 川 水 系 河 川 整 備 基 本 方 針</p> <p>平成 19 年 11 月 国土交通省河川局</p>	<p>相 模 川 水 系 河 川 整 備 基 本 方 針 (変更案)</p> <p>令和 年 月 国土交通省 水管理・国土保全局</p>	

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 （1）流域及び河川の概要	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 （1）流域及び河川の概要	
4	相模川は、その源を富士山（標高3,776m）に発し、山梨県内では「桂川」と呼ばれ、山中湖から笛子川、葛野川などの支川を合わせ、山梨県の東部を東に流れて神奈川県に入り、「相模川」と名を変え、相模ダム、城山ダムを経て流路を南に転じ、神奈川県中央部を流下し、中津川などの支川を合わせて相模湾に注ぐ、幹川流路延長113km、流域面積1,680km ² の一級河川である。	相模川は、その源を富士山（標高3,776m）に発し、山梨県内では「桂川」と呼ばれ、山中湖から笛子川、葛野川等の支川を合わせ、山梨県の東部を東に流れて神奈川県に入り、「相模川」と名を変え、相模ダム、城山ダムを経て流路を南に転じ、神奈川県中央部を流下し、中津川等の支川を合わせて相模湾に注ぐ、幹川流路延長109km、流域面積1,680km ² の一級河川である。	・表現の適正化
5	その流域は、東西を軸とした弓状を呈し、山梨県、神奈川県の2県14市4町6村にまたがり、山地等が約80%、水田や畠地等の農地が約10%、宅地等の市街地が約10%となっており、下流部の厚木市等の市街化された地域に人口が集中している。	その流域は、東西を軸とした弓状を呈し、山梨県、神奈川県の2県14市4町6村にまたがり、流域の土地利用は、山林等面積約81%、農地面積約2%、宅地市街地等面積約14%、その他面積約3%となっており、中流部の相模原市や下流部の平塚市等の市街化が進み、流域内人口は横ばいであるものの、世帯数は微増傾向にある。	・土地利用状況を更新
6	流域内には、東海道本線、東海道新幹線、中央本線及び東名高速道路、中央自動車道、国道1号、国道20号等があり、国土の基幹をなす交通の要衝となっている。	流域内には、東海道本線、東海道新幹線、中央本線等の鉄道網や、東名高速道路、中央自動車道、首都圏中央連絡自動車道、国道1号等の道路網があり、国土の基幹をなす交通の要衝となっている。	・首都圏中央連絡自動車道を追記 ・表現の適正化
7	富士箱根伊豆国立公園および丹沢大山国定公園と2つの県立自然公園に指定されている等、豊かな自然環境に恵まれている。さらに相模川の水利用は、上流部は主に発電用水等として利用され、中下流部では、農業用水、水道用水等として利用さ	また、富士箱根伊豆国立公園および丹沢大山国定公園と2つの自然公園に指定されているなど、豊かな自然環境に恵まれているとともに、相模川の水利用は、上流部は主に発電用水等として利用され、中・下流部では、農業用水、水道用水等として	・表現の適正化

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	れていることから本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	利用されていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	
8	<p>相模川流域の上流部は富士山、御坂山地、秩父山地、丹沢山地及び小仏山地に囲まれ、中下流部は相模原台地等の丘陵、台地、沖積平野となっている。</p> <p>河床勾配は、中流部の城山ダムを境に上流部と中下流部に分かれ、上流部は約1/10～約1/200の勾配であり、中流部では約1/200～約1/500、下流部では約1/500～約1/3000の勾配である。上流部では山地で急勾配となっており、中流部では丘陵地・河岸段丘が発達し、下流部では比較的緩勾配で市街地が拡がっている。</p>	<p>相模川流域の上流部は富士山、^{みさか}御坂山地、^{ちちぶ}秩父山地、^{たんざわ}丹沢山地及び小仏山地に囲まれ、中・下流部は相模原台地等の丘陵、台地、沖積平野となっている。</p> <p>河床勾配は、中流部の城山ダムを境に上流部と中・下流部に分かれ、上流部は約1/10～約1/200の勾配であり、中流部では約1/200～約1/500、下流部では約1/500～約1/3,000の勾配である。上流部では山地で急勾配となっており、中流部では丘陵地・河岸段丘が発達し、下流部では比較的緩勾配で市街地が拡がっている。</p>	・表現の適正化
9	流域の地質は、上流部のうち笛子川合流点付近までの左岸域が富士山の玄武岩質溶岩、笛子川合流点から相模ダム付近の左岸域が泥岩・千枚岩等の中生代から古第三紀にかけての堆積岩で構成されている。右岸域は、凝灰岩・凝灰角礫岩など新第三紀の火成岩で構成され、表層はローム層で覆われている。上流部では火山性の地質のため、透水性が高く、降雨や降雪の多くが地下水として浸透し、豊富な伏流水として湧出している。また、城山ダムから下流部は、第四紀更新世の段丘堆積物とローム、相模川や中津川からの沖積堆積物によって構成されている。	<p>相模川流域の地質は、上流部のうち笛子川合流点付近までの左岸域が富士山の玄武岩質溶岩、笛子川合流点から相模ダム付近の左岸域が泥岩・千枚岩等の中生界から古第三系にかけての堆積岩で構成されている。山中湖から支川中津川の右岸域は、凝灰岩・凝灰角礫岩等、新第三系の火成岩で構成され、表層はローム層で覆われている。上流部では火山性の地質のため、透水性が高く、降雨や降雪の多くが地下水として浸透し、豊富な伏流水として湧出している。また、城山ダムから下流部は、第四系更新統の段丘堆積物とローム、相模川や中津川からの沖積堆積物によって構成されている。</p>	・表現の適正化
10	流域の気候は、山梨県においては、周辺を山地に囲まれ寒暖の差が大きい内陸性気候を示し、年平均気温は10℃程度となつ	相模川 流域の気候は、山梨県においては、周辺を山地に囲まれ寒暖の差が大きい内陸性気候を示し、神奈川県においては、	・表現の適正化

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>ている。神奈川県においては、夏季は高温多湿、冬季は乾燥する太平洋側気候を示し、年平均気温が16℃程度となっている。</p> <p>降水量は、上流部の山中湖では年降水量が約2,300mm、中流部の小鮎及び下流部の海老名では、年降水量が約1,700mmとなっている。</p>	<p>夏季は高温多湿、冬季は乾燥する太平洋側気候を示す。</p> <p>降水量は、上流部の山中湖では年降水量が約2,300mm、中流部の小鮎及び下流部の海老名では、年降水量が約1,800mmとなっている。</p>	・年降水量を更新
11	<p>源流部から城山ダムに至る上流部は、富士山の溶岩流によって形成された山中湖や全国の名水百選に選定され国の天然記念物でもある忍野八海など、富士山の伏流水が湧出する箇所も多く、比較的安定した流況となっている。溶岩で形成された蒼龍峡や河岸段丘が発達した渓谷を流れる区間では、クヌギ・コナラ・アカマツ等が分布し、溪流にはヤマメ・カジカ等が生息・繁殖するとともに、断崖や植生を含めて名勝に指定されている日本三奇橋の一つである猿橋付近では、風光明媚な渓谷美が見られる。また、地域の取り組みとして、河口湖及び山中湖では特定外来生物に指定されているオオクチバスが湖外へ逸出しないよう対策が実施されている。</p>	<p>源流部から城山ダムに至る上流部は、富士山の溶岩流によって形成された山中湖や全国の名水百選に選定され国の天然記念物でもある忍野八海等、富士山の伏流水が湧出する箇所も多く、比較的安定した流況となっている。溶岩で形成された蒼りゆうきょう竜 峡や河岸段丘が発達した渓谷を流れる区間では、コナラ・クリ等の広葉樹林が分布し、溪流にはヤマメ・カジカ等の魚類が生息・繁殖するとともに、断崖や植生を含めて名勝に指定されている日本三奇橋の一つである猿橋付近では、風光明媚な渓谷美が見られる。</p>	・表現の適正化 ・樹種の更新
12	<p>城山ダムから中津川合流点に至る中流部は、相模原台地と中津原台地の間を流れ、河岸段丘の崖地にはケヤキ・シラカシ等が分布し、ヤマセミやカワセミ等の鳥類が生息・繁殖している。また、礫河原が形成され、カワラノギク・カワラニガナ等の河原固有の植物が生育・繁殖し、河床には瀬と淵が形成され、アユ・ウグイ等が生息・繁殖している。古くは</p>	<p>城山ダムから中津川合流点に至る中流部は、相模原台地と中津原台地の間を流れ、河岸段丘の崖地にはクヌギ・コナラ等の天然林が分布し、ヤマセミやカワセミ等の鳥類が生息・繁殖している。また、砂礫河原が形成され、カワラノギク・カワラニガナ等の河原固有の植物が生育・繁殖し、河床には瀬と淵が形成され、アユ・ウグイ等の魚類が生息・繁殖して</p>	・表現の適正化 ・樹種の更新

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	「鮎(あゆ)河(かわ)」と呼ばれていたほどアユが豊富な川として知られ、現在でも全国有数の漁獲高を誇っている。	いる。古くは「鮎河」 ^{あゆかわ} と呼ばれていたほどアユが豊富な川として知られ、現在でも全国有数の漁獲高を誇っている。	
13	中津川合流点から河口に至る下流部は、市街化された地域を流れしており、河床には瀬と淵が形成され、アユ等の生息・繁殖場となっている。また、中州等の砂礫地にはコアジサシ等の生息・繁殖場が見られ、水際のヨシ・オギ群落には、オオヨシキリ等の鳥類やカヤネズミ等の哺乳類が生息・繁殖している。河口部の汽水域には、マハゼ・ボラ等の魚類が生息し、河口干潟はシギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地となっている。	中津川合流点から河口に至る下流部は、市街化された地域を流れおり、河床には瀬と淵が形成され、アユ等の魚類の生息・繁殖場となっている。また、中州等の砂礫地にはコアジサシ等の鳥類の生息・繁殖場が見られ、水際のヨシ・オギ群落には、オオヨシキリ等の鳥類やカヤネズミ等の哺乳類が生息・繁殖している。河口部の汽水域には、マハゼ・ボラ等の魚類が生息し、河口干潟はシギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地となっている。	・表現の適正化
14	中津川は、丹沢山塊に源を発し、渓谷を流れ、宮ヶ瀬ダムを経て山地を蛇行し、平野部において相模川に合流する。クヌギ・クリ等が分布し、崖地にはヤマセミやカワセミ等が生息・繁殖している。また、河床には瀬と淵が形成され、アユ・アブラハヤ等の生息・繁殖場となっている。	中津川は、丹沢山塊に源を発し、渓谷を流れ、宮ヶ瀬ダムを経て山地を蛇行し、平野部において相模川に合流する。クヌギ・クリ等の天然林が分布し、崖地にはヤマセミやカワセミ等の鳥類が生息・繁殖している。また、河床には瀬と淵が形成され、アユ・ウグイ等の魚類が生息・繁殖している。	・表現の適正化 ・魚種の更新
15		なお、特定外来生物であるコクチバス等の魚類、ウシガエル等の両生類、ガビチョウ等の鳥類、アレチウリやナガエヅルノゲイトウ等の植物の生息・生育・繁殖が確認され、在来生物への影響が懸念されている。	・特定外来生物について追記
16	相模川は、明治40年8月の台風で、各地で堤防決壊、家屋が流出し、甚大な被害を受けた。明治43年8月の台風でも堤防が決壊し、甚大な被害が発生した。さらに、大正3年8月の台風では、河原口の堤防が決壊し、家屋が浸水被害を受けた。その後、昭	相模川は、明治40年（1907年）8月の台風で、各地で堤防決壊、家屋が流出し、甚大な被害を受けた。明治43年（1910年）8月の台風でも堤防が決壊し、甚大な被害が発生した。さらに、大正3年（1914年）8月の台風では、河原口の堤防	・表現の適正化 ・西暦を追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	和22年9月の洪水では、昭和橋上流で堤防が決壊し、家屋が浸水被害を受けた。近年では、昭和57年8月・9月及び昭和58年8月の台風により、河口湖及び支川葛野川で家屋が浸水被害を受けた。	が決壊し、家屋が浸水被害を受けた。その後、昭和22年（1947年）9月の洪水では、昭和橋上流で堤防が決壊し、家屋が浸水被害を受けた。近年では、昭和57年（1982年）8月・9月及び昭和58年（1983年）8月の台風により、河口湖周辺及び支川葛野川周辺で家屋が浸水被害を受けた。	
17	相模川の治水事業は、昭和22年9月洪水の被害を契機として実施され、昭和22年相模川中流部の望地（もうち）地先で改修工事が実施され、昭和23年には支川中津川において、中小河川改修工事が着手され、築堤護岸等の工事を行っている。昭和26年には、波浪による河口閉塞が問題となり、浚渫、導流堤工事を目的とした河口維持工事が着手された。	相模川の治水事業は、昭和22年（1947年）9月洪水の被害を契機として、昭和22年（1947年）相模川中流部の望地（もうち）地先で改修工事を実施した。昭和23年（1948年）には支川中津川において、中小河川改修工事に着手し、築堤護岸等の工事を行っている。昭和26年（1951年）には、波浪による河口閉塞が問題となり、浚渫、導流堤工事を目的とした河口維持工事に着手した。	・表現の適正化 ・西暦の追記
18	昭和22年9月の出水を契機に、昭和32年に水系を一貫した相模川水系改修計画が策定された。昭和36年には、相模川総合開発事業による城山ダムの建設が計画され、これを受け、城山ダムにおける基本高水のピーク流量を4,100m ³ /s とし、城山ダムにより1,100m ³ /s を調節する計画を決定し、同ダムは昭和40年に完成した。昭和41年には、相模川総合開発事業を踏襲した相模川水系工事実施基本計画が策定された。昭和44年に相模川の一級水系指定に伴い、直轄事業として河口から神川橋区間について改修工事が着手された。	昭和22年（1947年）9月の出水を契機として、昭和32年（1957年）に水系を一貫した相模川水系改修計画を策定した。昭和36年（1961年）には、相模川総合開発事業による城山ダムの建設を計画し、これを受け、城山における基本高水のピーク流量を4,100m ³ /s とし、城山ダムにより1,100m ³ /s を調節する計画を決定し、同ダムは昭和40年（1965年）に完成した。昭和41年（1966年）には、相模川総合開発事業を踏襲した相模川水系工事実施基本計画を策定した。昭和44年（1969年）に相模川の一級水系指定に伴い、直轄事業として河口から神川橋区間について改修工事に着手した。	・表現の適正化 ・西暦の追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
19	その後、近年の流域の開発状況などに鑑み、昭和49年に基準地点を城山から厚木へ変更し、基本高水のピーク流量を10,100m ³ /sとし、上流ダム群により2,800m ³ /sを調節し、計画高水流量を7,300m ³ /sとする計画を決定した。	その後、近年の流域の開発状況等に鑑み、昭和49年（1974年）に基準地点を城山から厚木へ変更し、基本高水のピーク流量を10,100m ³ /sとし、上流ダム群により2,800m ³ /sを調節し、計画高水流量を7,300m ³ /sとする計画を決定した。	・表現の適正化 ・西暦の追記
20	平成13年には、中津川の上流に多目的ダムとして宮ヶ瀬ダムが完成した。	平成13年（2001年）には、中津川の上流に多目的ダムとして宮ヶ瀬ダムが完成した。	・西暦の追記
21	また、山梨県域においては、昭和57・58年の浸水被害を契機として河口湖で嘸放水路事業が着手され、平成6年に完成し、支川の野川では、深城ダムが着手され、平成17年に完成了。	昭和57・58年（1982・1983年）の浸水被害を契機として、河口湖で嘸放水路事業に着手し、平成6年（1994年）に完成了。支川葛野川では、深城ダムに着手し、平成17年（2005年）に完成了。	・表現の適正化 ・西暦の追記
22		平成9年（1997年）の河川法改正に伴い、平成19年（2007年）11月に相模川水系河川整備基本方針を策定し、基準地点厚木において基本高水のピーク流量を10,100m ³ /sとした。このうち流域内の洪水調節施設により2,800m ³ /sを調節し、河道への配分流量を7,300m ³ /sとした。 平成30年（2018年）7月には相模川水系相模川・中津川河川整備計画を神奈川県と共同で策定した。	・現行の河川整備基本方針と河川整備計画について追記
23		平成27年9月関東・東北豪雨（2015年）を受けて、平成27年（2015年）12月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、大臣管理区間からの氾濫により浸水のおそれがある市町村を対象として、平成28年（2016年）5月に「相模川大規模氾濫に関する減災対策専門部会」を組織し、令和元年（2019年）5月に「相模川大規模氾濫減災協議会」へと移行	・水防災意識社会再構築に関する取組の追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		し、「水防災意識社会」の再構築を目的に国、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。	
24		<p>そのような中、令和元年東日本台風（台風第 19 号）（2019 年）により、10 月 10 日から 13 日までの総降水量が、東日本を中心に 17 地点で 500mm を超え、特に静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で 3、6、12、24 時間降水量の観測史上 1 位を更新するなど記録的な大雨となった。相模川流域では、10 月 12 日から 13 日にかけて記録的な大雨となり、流域平均 2 日雨量 515mm を記録した。相模川・中津川では、戦後最大の雨量となった。</p> <p>気象庁気象研究所によると、人為起源の温室効果ガス排出の増加等に伴う気温及び海面水温の上昇が、令和元年東日本台風（台風第 19 号）に伴う関東甲信地方での大雨にどの程度影響を与えたのかについて評価した結果、昭和 55 年（1980 年）以降の気温及び海面水温の上昇が、総降水量の約 11% の増加に寄与したと見積もられている。</p> <p>この降雨により、相模川水系の大蔵管理区間の水位観測所で観測開始以降、最高の水位を記録し、神川橋水位観測所における最高水位は、避難判断水位（7.80m）を超える 8.24m を記録した。流量は厚木地点で約 7,000m³/s（ダム等の洪水調節施設による影響がなかった場合）となった。</p>	・令和元年東日本台風（台風第 19 号）について追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
25		<p>さらに、令和元年東日本台風（台風第 19 号）をはじめとして、近年激甚な水害が頻発していることに加え、今後の気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、治水対策の抜本的な強化として、「相模川流域治水協議会」において令和 3 年（2021 年）3 月に「相模川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、流域の貯留機能の向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。さらに、流域治水の取組を加速化・深化させるため、令和 6 年（2024 年）4 月には「相模川水系流域治水プロジェクト 2.0」を策定・公表した。</p> <p>流域治水プロジェクトを進めるに当たっては、多様な機能を有する流域内の自然環境をグリーンインフラとして活用し、治水対策における多自然川づくりや自然環境の保全・再生、川を活かしたまちづくり等の取り組みにより、水害リスクの低減に加え、生態系ネットワークの形成や魅力ある地域づくり等に取り組んでいる。</p> <p>具体的な取組として、河道掘削、堤防整備等により浸水被害の軽減及び流域治水対策の推進、流域全体で被害の軽減を図る『いのちとくらしを守る土砂災害対策』、『住居の移転支援』、『マイ・タイムラインの取組推進』等を進めており、厚木市、相模原市等流域内の各市では、立地適正化計画を策定し、災害リスクの高い範囲を居住誘導区域から除外するなど、災害リスクを回避するための取組を進めている。</p>	・流域治水プロジェクトについて追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
26	相模川には、水害防備保安林などの保安林が指定されている。		・59へ移動
27		また、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、令和2年（2020年）5月に相模川水系治水協定が締結され、流域内にある既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し水害発生の防止に取り組んでいる。	・治水協定について追記
28		相模川における砂利採取は、主に昭和30年代前半から城山ダム下流の全川にわたり行われた。その結果、河床が著しく低下し、護岸等の河川管理施設、橋梁、用水施設等の機能に支障をきたすようになったため、昭和39年（1964年）には砂利採取が全面禁止された。	・36から移動
29		<p>相模川流砂系では、土砂動態の変化に伴い、ダムへの急速な土砂堆積、砂礫河原の減少、海岸線の後退等、上流部から河口・海岸まで土砂管理に関する様々な課題が顕在化している。土砂発生域の山地では、支川の笛子川上流や道志川上流において石英閃緑岩等のもろく崩れやすい地質が見られるなど、土砂災害が発生していることから、砂防堰堤等の整備を実施している。</p> <p>流域には8基のダムが存在するが、特に相模ダムでは湛水を開始してから70年以上が経過し計画堆砂容量を上回る土砂が堆積しており、継続的に浚渫を実施している。浚渫した土砂の一部は、下流河道への置き砂や茅ヶ崎海岸の養浜材として活用している。</p>	・総合土砂の関係を追記

相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>河道には多くの横断工作物（頭首工や床止め）が設置されており、磯部頭首工や小沢頭首工の周辺では、他の横断工作物に比べて上下流の河床高の差が大きい。これらの頭首工等の下流では洪水流の集中により深掘れ等が発生し、みお筋と砂州の比高差が拡大している。また、相模川、中津川とともに、河道内の搅乱が減り、みお筋が固定化し、樹林化が進行する河道の二極化が見られる。相模川、中津川及び小鮎川の三川合流点等では、砂礫層が薄い箇所があり、堤防の側方侵食や橋梁の局所洗掘、アユの産卵場等への影響等が懸念される。</p> <p>河口には砂州が形成されており、近年は大きな出水がなく面積・高さともに拡大傾向にある。河口部周辺の海岸汀線は、昭和30年代に顕著に行われた砂利採取やダム建設等の影響により、平成初期にかけて茅ヶ崎海岸の汀線が著しく後退し、高潮災害やレクリエーション等海岸利用に影響があった。ダムで多くの海岸構成材料が捕捉されるため、自然の力では河道域から河口域への土砂供給の増加は見込めなく、養浜事業等を実施しており汀線が回復傾向の地区があるものの、近年も侵食傾向の地区については継続的な養浜が必要な状況にある。</p> <p>こうした課題に対し、土砂発生域、ダム、河道域、河口・海岸域の関係者が連携して、各領域の特性を踏まえた災害の防止、生態系・景観等の環境保全、適正な利活用等、総合的</p>	

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>な土砂管理を推進するため国、神奈川県及び山梨県の関係機関で構成する「相模川流砂系総合土砂管理推進協議会」において、平成27年（2015年）11月に「相模川流砂系総合土砂管理計画」を策定した。</p> <p>現在、この計画に基づいて関係者が連携し、神奈川県が茅ヶ崎海岸の侵食防止や河道内の土砂移動の極端な不連続性の是正のために、ダム湖の浚渫、河道への置き砂、茅ヶ崎海岸への養浜等の対策を進めている。また、対策効果や流砂系の土砂動態の把握を目的として、縦横断測量や深浅測量、流量観測、粒度調査、生物・物理環境調査を実施し、土砂移動の状況、適切な還元量、河口域の動態、河床や干潟の変化、宮ヶ瀬ダムフラッシュ放流の効果、ならびに生態系や取水施設への影響を総合的に把握するためのモニタリングを実施している。</p>	
30	河川水の利用については、農業用水として約9,500haに及ぶ農地のかんがいに利用されている。また、水力発電としては、明治40年に建設された駒橋発電所を始めとし、20箇所の発電所により総最大出力約125万kWの発電が行われている。	河川水の利用については、農業用水として約9,500haに及ぶ農地のかんがいに利用されている。また、水力発電としては、明治40年（1907年）に建設された駒橋発電所を始めとし、以後昭和初期にかけて20箇所の発電所が建設され、総最大出力約125万kWの発電が行われている。	<ul style="list-style-type: none"> 表現の適正化 西暦の追記
31	水道用水は歴史が古く、横浜港開港に伴う人口増加に対応するため、明治20年に日本最初の水道用水として横浜創設水道が建設された。現在では、山梨県、神奈川県及び東京都の水道用水として最大41.3m ³ /s、鉱工業用水として最大6.7m ³ /sが供給	水道用水は歴史が古く、横浜港開港（1859年）に伴う人口増加に対応するため、明治20年（1887年）に日本最初の水道用水として「横浜創設水道」が建設された。現在では、山梨県、神奈川県、東京都の広域にわたって水道用水が供給されており、	<ul style="list-style-type: none"> 表現の適正化 西暦の追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>されている。また、神奈川県の水道水は主に相模川水系及び酒匂川水系を水源としており、相模川水系から水道用水の約60%が供給されている。</p> <p>宮ヶ瀬ダム、相模ダム及び城山ダムにおいては、総合水運用により、相模川水系の円滑かつ合理的な水運用を行っている。</p>	<p>その供給量は最大で約48.2m³/s、工業用水として最大約9.5m³/sが供給されている。また、神奈川県の水道水は主に相模川水系及び酒匂川水系を水源としており、相模川水系から水道用水の約60%が供給されている。</p> <p>宮ヶ瀬ダム、相模ダム及び城山ダムでは、水資源の有効利用を図るため、水の総合運用を行っており、相模川の水量の安定が図られている。</p>	
32	<p>水質については、相模川は山中湖から柄杓流川合流点までがAA類型、その下流から寒川取水堰までがA類型、寒川取水堰から河口までがC類型に指定され、概ね環境基準値を満足している。</p> <p>中津川は、宮ヶ瀬ダム下流端から相模川合流点までA類型に指定され、概ね環境基準値を満足している。</p>	<p>水質については、相模川は山中湖から柄杓流川合流点までがAA類型、その下流から寒川取水堰までがA類型、寒川取水堰から河口までがB類型に指定され、概ね環境基準値を満足している。</p> <p>中津川は、宮ヶ瀬ダム下流端から相模川合流点までA類型に指定され、概ね環境基準値を満足している。</p> <p>湖沼では、宮ヶ瀬湖、相模湖、津久井湖がA類型に指定され、概ね環境基準値を満足している。相模湖、津久井湖においては全窒素、全リン濃度が高い状態であるが、上流での排水処理事業等による水質改善を実施している。</p>	・環境基準値を更新
33	<p>河川の利用については、上流部では山中湖や河口湖等の恵まれた自然環境を活かした観光やスポーツ、レクリエーションの場、溪流釣り、キャンプ等に利用されている。また、相模湖、津久井湖等ではレガッタやボート遊び等に利用されているとともに、ダム湖畔には公園が整備され、憩いの場等としても利用されている。</p>	<p>河川の利用については、上流部では山中湖や河口湖等の富士五湖を中心とした自然豊かな環境が広がっており、恵まれた自然環境を生かした観光やスポーツ、レクリエーションの場となっている。夏季には、湖畔でのキャンプやバーベキュー、カヌー・SUP等の水上アクティビティが盛んに行われ、都市部からの観光客や地元住民の憩いの場となっている。</p>	•表現の適正化 •現在の利用実態を反映した文章に修正

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	中下流部は、アユ釣りのシーズンになると多くの釣り人で賑わい、水遊びやイベント、馬入地区における水辺の楽校等、河川の自然環境を活かした環境学習の場等に利用されているとともに、グラウンドや公園等が整備され、スポーツやレクリエーション、憩いの場等として利用されている。	<p>さらに、相模湖や津久井湖等のダム湖では、レガッタやボート遊びが行われており、週末には学生の練習や大会が開催されるなど、スポーツ振興の場としても活用されている。湖畔には整備された公園や遊歩道があり、ピクニックや野外イベント等も行われ、地域住民の交流と癒しの空間としての役割も果たしている。</p> <p>中・下流部は、アユ釣りのシーズンになると多くの釣り人で賑わい、水遊びやイベントが行われている。平塚市の馬入水辺の楽校では、河川の自然環境を活かした環境学習が行われており、未就学児、小中学生が自然の大切さや怖さを学び、地域の環境保全意識の向上や子供の安全対策にもつながっている。高水敷では、グラウンドや公園等が整備され、スポーツやレクリエーション、花火大会や大凧まつり等、地域のイベント等で憩いの場として利用されている。</p>	
34	一方、高水敷では不法投棄、不法盛土等が行われているところもあるほか、水面利用においても不法な桟橋の設置や船舶の係留等の問題を抱えており、不法行為への対応が課題となっている。	一方、高水敷には一般車両が自由に進入できる状況にあり、家具や家電製品等の不法投棄や不法盛土等が課題となっている。宮ヶ瀬ダムには水源地域の自立的、持続的な活性化を図ること等が期待されており、水源地域ビジョンに基づいて、ダムを活かした取組を実施しているが、ダム湖周辺では、ダム湖畔へのゴミ投棄や立入制限区域への侵入が課題となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 現在の課題に更新 宮ヶ瀬ダムの課題を追加
35	中津川では、アユ釣りや水遊び等に利用されている。また、中津川の上流に位置する宮ヶ瀬湖では、ダム湖畔に広場	支川の中津川も本川同様、アユ釣りや水遊び等で賑わっている。また、中津川の上流に位置する宮ヶ瀬湖では、ダム湖畔に広場や遊歩道が整備され、散策できる環境が整っている。湖畔	<ul style="list-style-type: none"> 現在の利用実態を反映した文章に修正

	相模川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	等が整備され、様々なイベントが開催される等、市民の憩いの場として利用されている。	では地元の団体や行政によって音楽フェスティバルやマルシェ、アウトドアイベント等、多彩な催しが開催され、市民の憩いの場として利用されている。	
36	相模川における砂利採取は、主に昭和 30 年代前半から城山ダム下流の全川にわたり行われた。その結果、河床が著しく低下し、護岸等の河川管理施設、橋梁、用水施設等の機能に支障をきたすようになったため、昭和 39 年に砂利採取の規制が実施された。		・ 28 へ移動
37		各地域の特色を活かし、まちづくりと一体となった水辺の整備を行う「かわまちづくり支援制度」を活用して、沿川の市町とともに、河川空間を活かした地域のにぎわいを創出する取組を実施している。	・ かわまちづくりについて追記
38		また、地域連携を深めるための情報交換と人的交流を促進することを目的として、河川の維持、河川環境の保全等を自発的に行っている河川に精通する団体等により、様々な住民活動が展開されている。	・ 河川協力団体等の活動について追記
39	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
40	相模川水系では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、既存施設を効率的かつ効果的に運用し、河川等の整備を図る。また、山梨県、神奈川県の社会経済活動を支える都市用水や農業用水を安定的に供給する。さらに、相模川らしい豊かな自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏ま	相模川水系では、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、資産が集積する中・下流部など流域の被害を防止・軽減するため、これまでに整備された流域内の貯留施設について最大限活用するなどにより、貯留機能の確保を図るとともに、堤防の整備、河道の掘削、堰の改築等によって、流下能力を確保する。	・ 気候変動に関する文言を追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	え、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共に通の認識を持ち、連携を強化、河川の多様性を意識しつつ、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。	また、国、神奈川県、山梨県等が連携して、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理を進めるとともに、関係者が連携して、複数ダムの総合運用等効率的な水利用に取り組むことで、供給範囲内の社会経済活動を支える都市用水や農業用水を安定的に供給する。さらに、相模川らしい豊かな自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共に通の認識を持ち、連携を強化、河川の多様性を意識しつつ、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。	
41		<p>相模川水系では、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り、経済被害を軽減するため、河川の整備の基となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川整備等を図る。</p> <p>さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体のあらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、関係者の合意形成を推進する取組の実施や、自治体等が実施する取組の支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備基本方針の根幹の考え方を明記 ・関係機関や地域住民等と連携した推進について追記
42		本川及び支川の整備に当たっては、相模川水系特有の流域特性やこれまでの河川整備の経緯等も踏まえ、洪水の流下特性や想定される被害の特徴、本支川及び上下流バランスを踏まえた対策を講じるとともに、沿川の土地利用と一体となった貯留・遊水機能の向上に向けた整備を通じ、それぞれの地	<ul style="list-style-type: none"> ・流域治水の観点を追記 ・68から移動

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。	
43		そのため、大臣及び各県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に隣接する背後地において市町等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図る。	・関係機関や地域住民等と連携した推進について明記
44		相模川水系の特性を踏まえた流域治水の推進のため、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等については、関係機関の適切な役割分担のもと自治体が行う土地利用規制、立地の誘導等と連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに、沿川における保水・貯留・遊水機能の確保については、特定都市河川浸水被害対策法等に基づく計画や規制の活用を含めた検討を行う。	・特定都市河川について追記
45		なお、気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、官学が連携して、水理・水文や土砂移動、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測・調査も継続的に行い、流域の降雨一流出特性や洪水の流下特性、降雨量、降雪・融雪量等の変化、生態系、河床や汀線等の変化及び水利用等への影響の把握・予測に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。	・気候変動の影響に関するモニタリングの追記 ・官学が連携した温暖化の影響等の予測技術の向上を追記
46		併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進するためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要である	・人材育成の観点を追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		することから、より多くの関係者が相模川への認識を深めるため、防災士の育成や若年層の防災指導員の養成等、防災・環境教育等の取組を進める。また、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝え、現場における課題解決を図るために必要な人材の育成にも努める。防災教育の一環として出前講座等を開催し、河川管理施設の仕組みや役割を周知するほか、インフラツーリズム等の機会を通じて防災に関する人材育成に努める。	
47	このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、地形の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害発生の状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化及び河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、首都圏整備計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口域まで一貫した計画に基づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	このような考え方のもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、地形の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害発生の状況、河口付近の海岸の状況、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化及び河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう、首都圏整備計画、環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口域まで一貫した計画に基づき、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。	
48	治水、利水、環境にわたる健全な水・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等を関係機関や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。	水のもたらす恩恵を享受できるよう、関係する行政等の公的機関・有識者・事業者・団体・住民等の様々な主体が連携して、流域における総合的かつ一体的な管理を推進し、森	・水循環基本計画を踏まえた表現の追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		林・河川・農地・都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上、及び、安定した水供給・排水の確保、持続的な地下水の保全と利用、水インフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的な利用と有効利用、水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化、水循環と地球温暖化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。	
49	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に發揮できるよう適切に行う。このために、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図る。また、昭和39年の砂利採取全面禁止以降、河床は安定傾向にあるものの、みお筋の固定化による深掘れの進行及び礫河原の植生繁茂等による河原生態系の衰退、河口干潟の減少、海岸汀線の後退等の土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、河床材料の経年的変化だけでなく、粒径分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、土砂移動の連続性を回復するため、上流から海岸までを一体的に捉えた総合的な土砂管理を進める。	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全並びに地域経済の活性化やにぎわいの創出の観点から、総合的に判断し、流域及び河川内の水理・水文情報をはじめ、土地利用、地層や土砂の移動状況等の国土保全・環境に関する情報を適切に収集、モニタリングしつつ、学識経験者等と連携し高度化する技術を活用して河道管理を適切に行う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。さらに予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させるよう努める。	・河川の維持管理、にぎわいの創出の観点、予防保全のメンテナンスサイクルの構築に関する追記
50		土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、国、県、市町村及びダム管理者や海岸・砂防関係部局等の関係機関が相互に連	・総合土砂に関する記載を追記

相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>携し、流砂系における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響等に関する調査・研究に取り組む。</p> <p>また、過剰な土砂流出を抑制するための砂防堰堤等の整備、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等河床の動的平衡の確保に努め、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組む。</p> <p>具体的には、相模川流砂系総合土砂管理計画に基づき、土砂管理上の重点課題である茅ヶ崎海岸の侵食対策として置き砂や養浜事業等に引き続き取り組むとともに、河道内における土砂移動の極端な不連続性を是正するため、原因となっている横断工作物を改築することとし、併せて、各対策の効果把握、検証等のためのモニタリングを実施する。</p> <p>なお、土砂動態については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響の把握と土砂生産の予測技術向上に努め、必要に応じて対策を実施していく。</p> <p>総合的な土砂管理は治水・利水・環境のいずれの面においても重要であり、相互に影響し合うものであることを踏まえて、流域の源頭部から海岸まで一貫した取り組みを進め、河川の総合的な保全と利用を図る。</p>	

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
51	ア 災害の発生の防止又は軽減	ア 灾害の発生の防止又は軽減	
52	災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、相模川の豊かな自然環境や河川景観に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道掘削及び河道拡幅、橋梁・堰等の改築により河積を増大させ、水衝部等には護岸等を整備するとともに堤防強化を図り、計画規模の洪水を安全に流下させる。河道で処理できない流量については、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行う。その際、既設洪水調節施設の有効活用により治水機能の向上を図る。河口部においては高潮及び津波対策として高潮堤防の整備を行う。	災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、 背後地の人口・資産の集積状況をはじめ、河道や沿川の土地利用状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあつた治水対策を講じることにより、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させる。	・表現の適正化 ・整備バランスについて68から移動 ・整備内容について53、54へ移動
53		これらの方針に沿って、上下流バランスを考慮しつつ築堤を行い、堤防整備及び河道掘削により河積を増大させるとともに、相模川水系の豊かで貴重な自然環境に配慮しながら、必要に応じて護岸の整備、堤防の安全性確保のための強化、施設管理者と連携した既存洪水調節施設の最大限活用等による治水機能の增强を行い、これら洪水防御のための河川整備等により、基本高水を安全に流下させる。また、河口部においては高潮及び津波対策として高潮堤防の整備を行う。	・基本高水に対する洪水防御について記述 ・整備内容について52から移動 ・上下流バランスの考慮を追記
54		河道掘削等による河積の増大に当たっては、上下流一律で画一的な河道形状を避け、良好な環境を有する区間の形状や冠水頻度等を参考しながら、目標とする河道内の生態系に応じて掘削深や形状を工夫するとともに、河川が有している自然の復元力を活用する。河道内の横断工作物周辺では、上流側で土砂	・52から移動 ・河積増大の観点を追記 ・河道掘削に当たって

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		堆積及び樹林化が生じ、下流側ではみお筋が固定化し深掘れが生じるなどの二極化が進行しているため、樹木伐採、河道掘削及び横断工作物の改築を行う。また、河床変動、動植物の生息・生育・繁殖環境、水質等に配慮するとともに、河川の作用による変化等をモニタリングし、順応的な対応を行う。さらに、本川のみならず支川も含めた洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施するとともに、洪水時の迅速な河川情報の収集と提供に努める。なお、河道掘削により発生する土砂は、築堤等への有効活用を図る。	の留意事項を追記
55		洪水調節機能の強化に当たっては、沿川の営農等、土地利用の将来像を踏まえるとともに、ネイチャーポジティブに配慮するなど環境の保全・創出を図る。さらに、気象予測の情報技術の進展や、水文観測・流出解析の精度向上等を踏まえ、より効果的な洪水調節の実施と総合的な運用を図る。併せて、流域内の既存ダムにおいては、施設管理者との相互理解・協力の下に、降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等に必要なデータ連携により、関係機関が連携した効果的な事前放流の実施に努める。また、これらの実施に当たっては、施設管理上の負担が過度とならないよう、業務効率化のため、デジタル・トランスフォーメーション（DX）を積極的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節機能強化の観点の追記 ・農業関連事業との連携に関する内容について追記 ・業務効率化にむけたDX推進に関する記述を追記
56		内水被害の著しい地域においては、気候変動による降雨分布の変化及び河道や沿川の状況等を踏まえ、河川の整備や必要に	・内水被害軽減対策について追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		応じた排水ポンプの整備の実施に加え、流出抑制に向けた保水・貯留機能を確保する対策、土地利用規制や立地の誘導等、自治体が実施する内水被害の軽減対策に必要な支援を実施する。また、沿川自治体や下水道管理者等の関係機関と連携を図りながら対策を進めていくとともに、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県の河川管理者間の連携強化に努める。	
57	南関東地震により甚大な被害を生じるおそれがある相模川流域においては、堤防・樋門等の河川管理施設の耐震対策等を講じる。これらの対策とあわせて、防災基本計画に則して復旧資機材の備蓄、情報の収集伝達、復旧活動の拠点等を目的とする地域防災活動拠点等の施設及び緊急用輸送路の整備を行う。	<p>南関東地震により甚大な被害を生じるおそれがある相模川流域においては、地震動や液状化の影響により、河川管理施設の倒壊や、堤防の沈下・崩壊・ひび割れ等、河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、河川の水位が上昇し浸水被害が発生するおそれがある。</p> <p>河川津波対策に当たっては、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす『最大クラスの津波』に対しては、施設対応を超過する事象として住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すものとする。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす『計画津波』に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るために、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御するものとする。</p> <p>また、地震津波対策の実施に当たっては、耐震性能の照査結果に基づき、堤防・樋門等の耐震・液状化対策として講じ、</p>	・地震、津波対策の観点を追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		堤防の沈下を抑制する対策を実施することで、必要な堤防高を確保するものとする。これらの対策とあわせて、防災基本計画に則して復旧資機材の備蓄、情報の収集伝達、復旧活動の拠点等を目的とする地域防災活動拠点等の施設及び緊急用輸送路の整備を行う。	
58	洪水調節施設、堤防、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、河川空間監視カメラによる監視の実施等により施設管理の高度化、効率化を図る。なお、内水排除施設については、関係機関と連携調整を図りつつ排水先の河川の出水状況を把握し、適切な運用を行う。	<p>洪水調節施設、堤防、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握し、維持補修、機能改善等を計画的かつ継続的に行い、常に良好な状態を保持する。</p> <p>河川管理施設の操作については、洪水、津波、高潮等が発生した場合のバックアップ機能の強化や操作員等の安全確保の観点から、必要に応じ遠隔操作化や自動化等を進める。</p> <p>河川空間監視カメラによる監視の実施等により施設管理の高度化、効率化を図る。なお、内水排除施設については、関係機関と連携調整を図りつつ排水先の河川の出水状況を把握し、適切な運用を行う。</p> <p>また、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び各県の河川管理者間の連携強化に努める。</p>	・表現の適正化
59	河道内の樹木については、樹木による阻害が洪水位に与える影響を十分に把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るために計画的な伐開等の適正な管理を実施する。	河道内の樹木については、河積阻害の状況や橋梁等の構造物への影響等、繁茂状況をモニタリングしながら、洪水の安全な流下を図るため、水害防備保安林を保全し、河川環境の保全・創出を図りつつ、計画的に伐採等を行い、適正な河道管理を実	・表現の適正化 ・水害防備保安林の記載について26から移動

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		施する。また、河道における中州の発達や深掘れの進行等の状況についても、モニタリングを通じ、適切な河道管理を実施する。なお、河道管理にあたり、上流からの土砂や流木の流出・流下が重要であることから、砂防や治山に関する機関と連携を図るものとする。	
60		段階的な河川整備の検討に際して、さまざまな洪水が発生することを想定し、基本高水に加え発生が予測される降雨パターンをアンサンブル予測降雨データ等も活用しながら可能な限り考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じて、関係機関との連絡調整を図る。	・気候変動により発生が予想される降雨分布への対応の追記
61		想定最大規模を含めた基本高水のピーク流量を上回る洪水及び整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国・県・流域市町村・流域内の企業や住民等、あらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策にあたっては、低中高頻度等、複数の確	・64から移動 ・関係機関や地域住民、民間企業と連携した推進について追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		率規模の浸水想定や施設整備前後の浸水想定等、多段階のハザード情報を活用していく。	
62		氾濫の防止・軽減のために、流域内の市街化・開発等、土地利用の変化に伴う流出特性・流下特性の変化や雨水貯留等の状況の変化、既存ダムの事前放流の実施状況や「田んぼダム」の取組状況等を把握するとともに、治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進める。また、気候変動による影響の顕在化の状況や基本高水を上回る洪水が起り得ることも踏まえ、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。	・関係機関や地域住民、民間企業と連携した推進について追記
63		また、被害対象を減少させるために、流域内の関係者に低中高頻度といった複数の確率規模の浸水想定や施設整備前後の浸水を想定した多段階のハザード情報を提供するとともに、流域の市町村や県の都市計画・建築部局等がハザードの要因や特徴等を理解し、土地利用計画や都市計画等を通じ、流域の水災害リスクや人口減少等も踏まえた立地適正化や土地利用規制等により、被害対象を計画的に減少させることで、持続的で水害に強い地域づくりがなされるよう技術的支援を行う。	・関係機関や地域住民との連携する内容について追記
64	また、計画規模を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じた対策を実施する。		・61へ移動
65	洪水などの発生時の被害を極力抑えるため、既往洪水の実績等を踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との	洪水、津波、高潮、土砂、火山災害等及びこれらの複合による被害の軽減、早期復旧・復興のため、支川や内水を考慮した	・災害時の河川情報の収集・提供

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を自助、共助、公助等の精神のもと、関係機関や地域住民等と連携して推進する。さらに、ハザードマップの作成・活用の支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。	複合的なハザードマップや災害対応タイムライン等の作成・改良を促進するとともに、地域住民等への周知や防災訓練での活用を図り、地域住民による自主的な防災行動を基軸に、地域への来訪者を含め、適切な防災行動の実現を目指す。また、平常時から防災意識を向上するとともに、適切な防災行動がとれるよう、防災教育や地域防災リーダー育成等を支援し、地域防災力の強化を促進する。また、既往洪水の実績や隣接する他河川の洪水時の影響等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実や水防活動との連携、河川情報の収集・伝達体制及び警戒避難体制の充実を図り、災害被害を軽減するためには、住民の自発的な取組、地域コミュニティの助け合いによる取組、行政による取組が不可欠であるという自助・共助・公助の精神のもと、市町村長による避難指示等の適切な発令や、住民等の自主的な避難、広域避難の自治体間の連携、的確な水防活動、円滑な応急活動の実施等を促進することで、地域防災力の強化を推進する。さらに、デジタル技術の導入と活用で、個々に置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じた適切な防災行動がとれるよう地域住民や外国人観光客を含む来訪者の理解促進に資する啓発活動を促進するとともに、関係機関や地域住民等と連携した防災訓練等により、自主的な避難の実行性の確保に努める。	に関する記述を追記
66		土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土	・土砂洪水氾濫について追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。対策の実施に当たっては、土砂、流木の生産抑制・捕捉等の対策を実施する砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえて、対策を検討・実施する。	
67		また、流域対策の検討状況や地形条件、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、更なる治水対策の改善に努める。	・気候変動を踏まえた記載を追記
68	本川及び支川の整備にあたっては、本川中下流部に人口・資産が特に集積していることから、この地域を氾濫域とする区間の整備の進捗等を十分に踏まえて、本支川及び上下流におけるバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。		・42、52へ移動
69	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
70	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量	・表現の適正化

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	関係機関と連携して流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努める。	を確保する。	
71	また、水需要地域への供給、渴水時における被害の軽減を図るため、相模ダム、城山ダム、宮ヶ瀬ダムの連携による総合水運用を図り、効率的な水運用を実施するとともに、渴水等による被害の軽減を図るために、情報提供、情報伝達体制を整備し、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	また、水需要地域への供給、渴水時における被害の軽減を図るため、流域の雨量、河川流量、取水量を監視し、宮ヶ瀬ダム、相模ダム及び城山ダムによる総合運用を実施し、渴水等による被害の軽減を図るために、情報提供、情報伝達体制を整備し、水利使用者相互間の水融通の円滑化等を関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。加えて、気候変動の影響による降雨・降雪・融雪量や流況の変化等の把握に努め、関係者と共有を図る。	・表現の適正化 ・気候変動への対応を追記
72	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
73	河川環境の整備と保全に関しては、これまでの歴史と文化が育まれる中での流域の人々と相模川との関わりを考慮しつつ、相模川の流れが生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物の生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。このため、地域毎の自然的、社会的状況に適した河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、かつての良好な河川環境の再生に努める。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携し	河川環境の整備と保全・創出に関しては、これまでの地域の人々と相模川との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、相模川の流れが生み出す良好な河川景観を保全・創出し、生物の多様性が向上することを目指して良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、豊かな自然環境を次世代に継承する。 特に、相模川の中・下流部では、河岸段丘や砂礫河原、湧水、湿地等、多様な自然環境が残されており、これらは多様な動植物の貴重な生息・生育・繁殖の場であるため保全・創出を図る。 このため、相模川流域の自然的、社会的状況を踏まえ、土砂動態にも配慮しながら、ネイチャーポジティブの観点から	・表現の適正化

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	ながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。	<p>も、河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の保全・創出を図る。</p> <p>河川工事等においては多自然川づくりを推進し、生態系ネットワークの形成にも寄与する良好な河川環境の保全・創出を図る。河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、影響を事前に予測し、できるだけ影響を回避・低減し、良好な河川環境の保全・創出を図る。</p> <p>また、劣化もしくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事等により、かつての良好な河川環境の再生・創出を図る。</p> <p>実施に当たっては、地域住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進する。</p>	
74	動植物の生息・生育・繁殖地の保全については、瀬・淵や河口部の干潟等の多様な河川環境を踏まえ、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。外来種については、関係機関と連携して移入回避に努める。	河川環境の保全・創出の実施に当たっては、当該河川環境の目標を見据え、重要種を含む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、河口砂州等の定期的なモニタリングによって生息場及び動植物の応答を確認しつつ、順応的に対応することを基本とする。また、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握し、河川生態系の保全や砂州の保全、海岸線の保全のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確保に努める。さらに、新たな学術的な知見も取り入れながら、生物の生活史全体を支える環境の確保を図る。	・河川環境の保全・創出について追記
75		相模川流域においては、回遊魚が遡上・降下する水域、河口部の渡り鳥が春・秋に渡りの中継地として利用する環境省	・生態系ネットワークを追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>が指定する重要湿地及び河原固有の植物が生育・繁殖する砂礫河原等の特徴的な生態系を次世代に継承するため、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に着目し、上下流や支川、流入水路等との連結性を維持・確保するとともに、治水対策として実施する河道掘削に際して、アユ等が生息・繁殖する瀬・淵、シギ・チドリ類が飛来する河口域の干潟及びカワラノギク等が生息・生育・繁殖する砂礫河原等を生態系ネットワークの形成に寄与するグリーンインフラとして保全・創出する。</p> <p>また、地域と連携し、河川周辺の水田・湿地・森林・海岸等、流域全体の自然環境をグリーンインフラとして保全・創出する取組を推進する。</p> <p>さらに、まちづくりや地域活動との連携を通じて、保水・遊水機能の発揮や、水辺の利活用、地域の魅力の向上、安全で質の高い生活環境の形成等、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。</p>	
76	ヤマメ・カジカ等が生息・繁殖する渓流環境の保全に努めるとともに、河原固有の動植物が生息・生育・繁殖する礫河原の保全、アユ等の生息・繁殖場となる瀬と淵の保全を図る。また、コアジサシ等の生息・繁殖場となる砂礫地及びシギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地となる河口干潟の保全・再生に努める。	<p>動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出については、上流部では、ヤマメ・カジカ等の魚類が生息・繁殖する渓流環境及び瀬・淵の保全・創出を図る。</p> <p>中流部では、アユ・ウグイ等の魚類の産卵場となる瀬の保全・創出を図り、アブラハヤ、カジカ等の魚類が生息する瀬・淵を保全・創出するとともに、ギンブナ等の魚類や水生昆虫が生息・繁殖するワンド・たまりの保全・創出を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化 ・区分毎に明記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		<p>また、オオヨシキリ等の鳥類やカヤネズミ等の哺乳類が生息・繁殖するヨシ原や、コアジサシ等の鳥類、カワラノギク、カワラニガナ等の植物が生息・生育・繁殖する砂礫河原の保全・創出を図る。</p> <p>下流部では、シギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地となる河口干潟、ギンブナ等の魚類が生息・繁殖するワンド・たまり、イカルチドリ等の鳥類が生息・繁殖する砂礫河原の保全・創出を図る。オオヨシキリ、セッカ等の鳥類、カヤネズミ等の哺乳類が生息・繁殖するヨシ群落等の湿生植物群落、アユ等の魚類の産卵場・生息場となる瀬・淵の保全・創出を図る。</p>	
77		相模川本川や支川において、特定外来生物等の生息・生育・繁殖が確認され、在来生物への影響が懸念される場合は関係機関等と連携し、適切な対応を行う。	・外来生物への対応を追記
78	河道掘削等においては、河道の維持及び環境の保全のため、上流からの土砂供給や河道への堆積状況等を監視・把握するとともに、順応的管理のもとカワラノギク等の生育環境やアユ等の繁殖環境の保全を図る。	河道掘削等においては、河道の維持及び環境の保全のため、上流からの土砂供給や河道への堆積状況等を監視・把握するとともに、順応的管理のもとカワラノギク等の生育環境やアユ等の生息・繁殖環境の保全・創出を図る。河口域においては、相模川から周辺海岸への土砂供給の実態把握等を見据え、河口砂州及び干潟の形成、出水によるフラッシュのメカニズム等についてモニタリングを行う。また、河道の二極化や樹林化への対策については、水生生物の生息・生育の場	・表現の適正化 ・土砂の観点を追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		の保全・創出の観点等から、知見の整理や実現性を検討する。	
79	<p>良好な景観の維持・形成については、自然公園や景勝地と調和した河川景観及び渓谷等の自然景観の保全に努めるとともに、周辺のまちづくりと調和した水辺景観の維持・形成に努める。</p>	<p>良好な景観の保全・創出については、自然公園や景勝地と調和した河川景観及び渓谷等の自然景観の保全を目指すとともに、周辺のまちづくりと調和した水辺景観の維持・形成に努める。</p> <p>特に、上流部では、丹沢の山並みと渓谷美が織りなす風景が相模川水系の象徴的な自然景観であり、これらの保全とともに、登山道や河川敷の整備による自然とのふれあいの場の創出を目指す。</p> <p>中流部では、相模原市や厚木市等の都市近郊に広がる砂礫河原や河川敷が地域住民の憩いの場として親しまれており、地域の特色を活かした「相模川らしい風景」の選定や情報発信を通じて、地域の魅力向上と観光資源の創出、景観の保全を目指す。</p> <p>下流部では、平塚市周辺の河口部において、相模湾とつながる水辺景観が広がり、都市景観と自然が融合した風景が形成されている。ここでは、干潟や湿地の生態系保全とともに、夕景や海とのつながりを活かした景観形成・保全を目指す。</p> <p>また、地方公共団体が策定する景観計画や都市計画を踏まえ、相模川水系の沿川地域において、自然環境や景観、まちづくりと調和した持続可能な水辺空間の維持・形成を図ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現の適正化 区分ごとの景観について追記 沿線自治体との連携の視点を追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		とで、地域住民にとって魅力的で安心して過ごせる環境づくりを推進する。	
80	<p>人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた相模川の恵みを活かし、憩いと安らぎの場、多様なレクリエーションの場及び環境学習の場等として自然環境との調和を図りつつ、整備・保全を図る。また、ダム湖等については、湖畔や水面利用が多いことを踏まえ、関係機関と協力し周辺の自然環境の保全に努める。</p> <p>河川整備においては、沿川自治体が立案する地域計画等の連携・調整を図り、河川利用に関する多様なニーズを踏まえ、地域の活性化につながるとともに、地域住民に親しまれる河川整備を推進する。</p>	<p>人と河川との豊かなふれあいは、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出し、流域の人々の生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた相模川の恵みを活かし、多様なレクリエーションの場及び環境学習の場等として整備・保全を図ることで確保する。また、ダム湖等については、変化に富んだ自然景観が見られ、自然とのふれあいや憩いを求めて数多くの人が訪れていることを踏まえ、憩いと安らぎの場として、関係機関と協力し周辺の自然環境の保全・創出を図る。</p> <p>河川整備においては、高齢者をはじめとして誰もが安心して川や自然に親しめるようなユニバーサルデザインを目指すとともに、沿川自治体が立案する都市計画等の地域計画と連携・調整を図り、相模川・中津川の良好な河川環境を保全・創出しつつ、河川利用に関する多様なニーズを踏まえた、地域住民に親しまれる河川整備を推進する。</p>	・表現の適正化
81	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整及び地域住民との連携を図りながら、現状の水質の保全・改善に努める。	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、関係機関との連携・調整を図り、流域内における排水処理事業や湖沼における水質改善の取組を継続しつつ、関係機関と地域住民が一体となって、現状の水質の保全・改善を図る。	・表現の適正化
82	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、景観の保全に十分配慮す	河川敷地の占用及び許可工作物の設置・管理については、 老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じるお	・表現の適正化

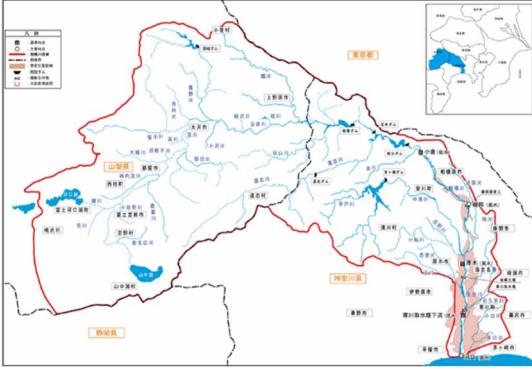
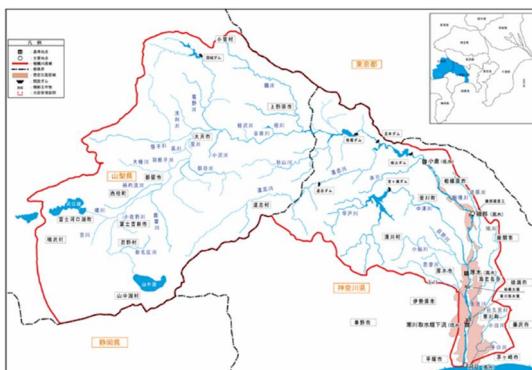
	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
	<p>とともに、治水、利水、河川環境との調和を図りつつ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう努める。</p> <p>高水敷における不法投棄・不法係留等に代表される各種不法行為について、関係機関と連携し適正化を図る。</p> <p>また、環境に関する情報収集やモニタリングを適正に行い、河川整備や維持管理に反映させる。</p>	<p>それがあるため、施設管理者と合同で定期的に確認を行うなど、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行う。洪水、津波、高潮等の原因により、施設に重大な異常が発生した場合は、施設管理者に対し河川管理者への情報連絡を速やかに行うよう指導する。河川敷地における不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為を発見した場合は、速やかに指導を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講じるものとする。</p> <p>また、環境や景観に関する情報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については地域との共有を図る。</p>	・老朽化対応、情報連絡、不法行為対応について追記
83	<p>地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理については、相模川が花火大会等のイベント・スポーツレクリエーション等地域住民の憩いの場として利用されていることを踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃・河川愛護活動等を推進するとともに防災学習や河川利用に関する安全教育、環境学習等の充実を図る。</p> <p>また、上下流交流や地域住民が自主的に行う河川管理への幅広い参画を積極的に支援し、安全で快適な相模川となるよう地域住民や関係機関と連携を図った取り組みを推進する。</p>	<p>地域の魅力と活力を引き出す積極的な河川管理については、相模川が花火大会等のイベント・スポーツレクリエーション等地域住民の憩いの場として利用されていることを踏まえ、河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、住民参加による河川清掃・河川愛護活動等を推進するとともに防災学習や河川利用に関する安全教育、環境学習等の充実を図る。</p> <p>また、上下流交流や地域住民が自主的に行う河川管理への幅広い参画を積極的に支援し、安全で快適な相模川となるよう地域住民や関係機関と連携を図った取り組みを推進する。</p>	・宮ヶ瀬ダム周辺の利用について追加

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		さらに、宮ヶ瀬ダムにおいて観光放流や堤体内部見学会等のインフラツーリズムの取組を活用し、ダムの役割や河川との関わりについて理解を深める機会を提供することで、地域の魅力向上と防災意識の醸成を図る。	
84	2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項 (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	
85	基本高水は、既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点厚木において $10,100\text{m}^3/\text{s}$ とする。このうち流域内の洪水調節施設により $2,800\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $7,300\text{m}^3/\text{s}$ とする。	基本高水は、既往洪水や気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、そのピーク流量を基準地点厚木において $12,200\text{m}^3/\text{s}$ とする。このうち流域内の洪水調節施設により $4,900\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $7,300\text{m}^3/\text{s}$ とする。	・基本高水のピーク流量、洪水調節流量を変更
86		なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積や、流域の土地利用や雨水の貯留・浸透機能、沿川の遊水機能の変化等にともなう流域からの流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上等、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。	・気候変動を踏まえた記載を追記

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																				
87	<p>基本高水のピーク流量等一覧表（単位：m^3/s）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>基準地點</th><th>基本高水の ピーク流量</th><th>洪水調節施設 による調節流 量</th><th>河道への 配分流量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模川</td><td>厚木</td><td>10,100</td><td>2,800</td><td>7,300</td></tr> </tbody> </table>	河川名	基準地點	基本高水の ピーク流量	洪水調節施設 による調節流 量	河道への 配分流量	相模川	厚木	10,100	2,800	7,300	<p>基本高水のピーク流量等一覧表（単位：m^3/s）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th><th>基準地點</th><th>基本高水の ピーク流量</th><th>洪水調節施設 等による調節 流量</th><th>河道への 配分流量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相模川</td><td>厚木</td><td>12,200</td><td>4,900</td><td>7,300</td></tr> </tbody> </table>	河川名	基準地點	基本高水の ピーク流量	洪水調節施設 等による調節 流量	河道への 配分流量	相模川	厚木	12,200	4,900	7,300	
河川名	基準地點	基本高水の ピーク流量	洪水調節施設 による調節流 量	河道への 配分流量																			
相模川	厚木	10,100	2,800	7,300																			
河川名	基準地點	基本高水の ピーク流量	洪水調節施設 等による調節 流量	河道への 配分流量																			
相模川	厚木	12,200	4,900	7,300																			
88	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項																					
89	計画高水流量は、洪水調節施設により洪水調節して、磯部地点において $6,400m^3/s$ とし、さらに中津川の合流量及び残流域からの流入量を合わせて厚木地点において $7,300m^3/s$ とする。その下流では支川及び残流域からの流入量を合わせ、河口地点において、 $7,800m^3/s$ とする。	計画高水流量は、流域内の貯留・遊水機能を踏まえた上で、磯部地点において $6,400m^3/s$ とし、さらに中津川の合流量及び残流域からの流入量を合わせて 基準地點 厚木において $7,300m^3/s$ とする。その下流では支川及び残流域からの流入量を合わせ、河口地点において、 7,500m³/s とする。	<ul style="list-style-type: none"> 表現の適正化 計画高水流量を変更 																				
90	<p>相模川計画高水流量図 単位：m^3/s</p>	<p>相模川計画高水流量図 単位：m^3/s</p>																					

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由																																				
91	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項																																					
92	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。																																					
93	<p>主要な地点における計画高水位一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>※1 河口又は合流点から の距離 (km)</th> <th>計画高水位 T.P. (m)</th> <th>川幅 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">相模川</td> <td>磯部</td> <td>22.2</td> <td>37.04</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>厚木</td> <td>14.4</td> <td>18.80</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>河口</td> <td>0.4</td> <td>※² 2.50</td> <td>620</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) T.P. : 東京湾中等潮位 ※1 : 基点からの距離 ※2 : 計画高潮位</p>	河川名	地点名	※1 河口又は合流点から の距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	相模川	磯部	22.2	37.04	450	厚木	14.4	18.80	410	河口	0.4	※ ² 2.50	620	<p>主要な地点における計画高水位一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>地点名</th> <th>※1 河口又は合流点から の距離 (km)</th> <th>計画高水位 T.P. (m)</th> <th>川幅 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">相模川</td> <td>磯部</td> <td>22.2</td> <td>37.04</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>厚木</td> <td>14.4</td> <td>18.80</td> <td>410</td> </tr> <tr> <td>河口</td> <td>0.4</td> <td>※² 2.50</td> <td>620</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) T.P. : 東京湾中等潮位 ※1 : 基点からの距離 ※2 : 計画高潮位</p>	河川名	地点名	※1 河口又は合流点から の距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)	相模川	磯部	22.2	37.04	450	厚木	14.4	18.80	410	河口	0.4	※ ² 2.50	620	
河川名	地点名	※1 河口又は合流点から の距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)																																			
相模川	磯部	22.2	37.04	450																																			
	厚木	14.4	18.80	410																																			
	河口	0.4	※ ² 2.50	620																																			
河川名	地点名	※1 河口又は合流点から の距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)																																			
相模川	磯部	22.2	37.04	450																																			
	厚木	14.4	18.80	410																																			
	河口	0.4	※ ² 2.50	620																																			
94		計画高潮位は、海岸管理者と連携し、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら設定する。	・気候変動による潮位への影響について追記																																				
95	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項																																					
96	小倉地点から下流の寒川取水堰下流地点までの既得水利は、農業用水として最大約 20.0m ³ /s、水道用水として約 24.4m ³ /s、工業用水として約 2.9m ³ /s、合計約 47.3m ³ /s である。	相模川水系における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、流入支川の状況、利水の現況、動植物の保護・漁業、水質、景観、舟運、塩害の防止等を考慮する。	・表現の適正化 ・時点更新																																				

	相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
		相模川における既得水利は、城山ダムから下流において、水道用水として $24.7\text{m}^3/\text{s}$ 、工業用水 $2.8\text{m}^3/\text{s}$ 、農業用水 $20.0\text{m}^3/\text{s}$ 、合計 $47.5\text{m}^3/\text{s}$ である。	
97	これに対して小倉地点における5年間（平成12年～平成16年）の平均低水流量は $16.6\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渴水流量は $13.2\text{m}^3/\text{s}$ 、5年に1回程度の規模の渴水流量は $11.1\text{m}^3/\text{s}$ である。また、寒川取水堰下流地点における平均低水流量は約 $9.7\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渴水流量は約 $8.1\text{m}^3/\text{s}$ 、5年に1回程度の規模の渴水流量は $8.0\text{m}^3/\text{s}$ である。	これに対して小倉地点における過去 56 年間（昭和 43 年（1968）～令和 5 年（2023））の平均低水流量は $15.0\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渴水流量は $11.9\text{m}^3/\text{s}$ 、5 年に 1 回程度の規模の渴水流量は $10.0\text{m}^3/\text{s}$ である。また、寒川取水堰下流地点における平均低水流量は約 $9.7\text{m}^3/\text{s}$ 、平均渴水流量は約 $8.5\text{m}^3/\text{s}$ 、5 年に 1 回程度の規模の渴水流量は $8.1\text{m}^3/\text{s}$ である。	・時点更新
98	<p>流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、小倉地点ではかんがい期の最大は概ね $20\text{m}^3/\text{s}$、非かんがい期は概ね $10\text{m}^3/\text{s}$、寒川取水堰下流地点では、年間を通して概ね $12\text{m}^3/\text{s}$ とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。</p>	<p>流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、小倉地点ではかんがい期の最大は概ね $20\text{m}^3/\text{s}$、非かんがい期は概ね $10\text{m}^3/\text{s}$、寒川取水堰下流地点では、年間を通して概ね $12\text{m}^3/\text{s}$ とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。</p> <p>なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。</p>	

	相模川水系河川整備基本方針（平成 19 年 11 月策定）	相模川水系河川整備基本方針（変更案）	変更理由
99	 <p>(参考図)相模川水系図</p>	 <p>(参考図) 相模川水系図</p>	